

岩手県告示第506号

土地改良法施行法（昭和24年法律第196号）第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法（明治42年法律第30号）第73条第4項の規定に基づき指定した林郷耕地整理組合（九戸郡洋野町）の組合長臨時代理者を次のとおり解任した。

令和6年10月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 氏名 林郷 忠一
- 2 住所 九戸郡洋野町大野第44地割44番地8